

徳島県訓令第第八号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県監査事務局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳 島 県 警 察 本 部
徳 島 県 議 会 事 務 局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十二月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「全て副知事」を「全て当該事案を担当する副知事（次に掲げる事案にあつては、全ての副知事）」に改め、「又は当該事案が次項第一号に規定する特定事案（次に掲げるものを除く。）に該当する場合」を削り、同条第三項第一号中「、県民環境部、農林水産部」及び「（以下「特定事案」という。）」を削り、同項第三号中「、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会」を削り、「特定事案」を「前二号に掲げる事案」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「特定事案」を「前二号に掲げる事案」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 総合県民局の所掌に属する事案（前号に掲げる事案に該当するものを除く。）

第十九条の表知事の事務部局の知事の項中「（特定事案（第三条第二項各号に掲げるものを除く。）にあつては、政策監」を「が担任する事務に係る事案にあつては当該事務を担当する副知事、第三条第三項各号に掲げる事案にあつては政策監（同条第二項各号に掲げる事案にあつては、副知事とし、知事の職務を代理する順序により代決するものとする。」に、「会計管理者（特定事案（第三条第二項各号）を「会計管理者（第三条第三項各号に掲げる事案（同条第二項各号）」に改め、同表教育委員会事務局の知事の項中「副知事」を「教育委員会との連絡調整を担当する副知事」に改め、同表警察本部の知事の項中「副知事」を「公安委員会との連絡調整を担当する副知事」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年十二月十九日から施行する。